

御下賜金記念産業教育功労者表彰 定年延長への対応について

公益財団法人産業教育振興中央会

本会では、このたびの公務員の定年延長に伴い、「御下賜金記念産業教育功労者表彰」規程の見直しを行い、規程に「退職時」の文言を入れ、①当該年度末退職予定②60歳以上③規程勤続年数30年以上④顕著な功績がある方を対象に表彰を行うことといたしました。

よって、今後、定年年齢が段階的に引き上げられますが、標記表彰の規程1はあくまでも「当該年度末にご退職予定の方」で「60歳以上の方」を対象といたします。

- 例
1. 60歳以上で当該年度末にご退職 → 表彰規程1
 2. 60歳以上で定年前にご退職 → 表彰規程1
 3. 60歳以上で定年退職、再任用中 → 表彰規程1
 4. 59歳以下でご退職 → 表彰規程2
 5. 60歳以上で定年退職したが、当該年度に推薦漏れ → 表彰規程2

※主に変わるのは「例2」です。これまで、当該年度末に定年退職される方以外は「表彰規程2」としてきましたが、今後は、60歳以上であって、当該年度末にご退職であれば、「表彰規程1」となります。

規程の変更を行った箇所は以下のとおりです。

旧規程 産業教育に顕著な功績があり、毎年度末現在で規定勤続年数30年以上かつ年齢満60歳以上である者。

新規程 産業教育に顕著な功績があり、**退職時に**、毎年度末現在で規定勤続年数30年以上かつ年齢満60歳以上である者。

なお、様式3「推薦調書」「役職名」については、管理職の場合、役職定年制を考慮し、候補者が希望する役職名をご記入いただくことといたしました。

例年、本会月刊誌「産業と教育」において、表彰者を公表しておりますが、様式2「被推薦者一覧」が、そのまま原稿になりますので、様式2「被推薦者一覧」の「職名」についてご注意願います。